

## 宇治市植物公園あり方検討委員会設置要項

### (目的)

第1条 宇治市植物公園は平成8年の開園以来、多くの入園者に親しまれる施設であるものの、今般、経営改善や施設の老朽化などの課題があることから、今後の植物公園のあり方の検討を行うため、宇治市植物公園あり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、宇治市植物公園のあり方に関する次の各号に掲げる事項について検討を行い、市長に提言する。

- (1) 宇治市植物公園の管理運営に関すること
- (2) 宇治市植物公園における都市緑化の推進に関すること
- (3) その他宇治市植物公園に関する必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体の役職員
  - (3) 公募により選出された者
  - (4) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

### (会長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 会長は、委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

### (その他)

第8条 この要項に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要項は、平成30年4月15日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。